

松山市立みどり小学校教育後援会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、松山市立みどり小学校教育後援会と称し、事務局を学校に置く。
- 第2条 本会は、松山市立みどり小学校の教育活動の推進と施設の充実に對し協力、援助することを目的とする。
- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 学校教育施設改善・整備のために必要な事業を行う。
 - 2 学校教育活動の振興を因るために必要な事業を行う。
 - 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員

- 第4条 本会の会員は、P T A会員と、本会の趣旨に賛同するものによって組織する。

第3章 会議

- 第5条 本会に次の会議を置く。
- 1 総会・役員会
- 第6条 総会は、毎年1回年度始めにP T A総会に併せて開催する。
ただし、会長が必要と認めた場合は役員の同意を得て、臨時総会を開くことができる。
- 第7条 総会は、次の事項を報告及び審議し、出席者の過半数の同意により決定する。
- 1 会則の制定及び改正の報告
 - 2 役員報告
 - 3 決算及び予算案の承認
 - 4 事業報告及び事業計画の承認
 - 5 その他、重要な事項
- 第8条 役員会は、会長、副会長、理事、事務局長、会計、顧問で構成し、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議し、出席者の過半数の同意により決定する。
学校代表者（学校長、他1名）は、役員会に参加する。
- 1 会則の制定及び改正の決定
 - 2 会長、副会長、理事の決定
 - 3 決算及び予算案の審議

- 4 事業報告及び事業計画の審議
- 5 その他、重要な事項

第9条 総会の議長は、会長が任命する。

第4章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 副会長 2名 監事 2名
理事 若干名 事務局長 1名 会計 1名
顧問 若干名 学校代表者 学校長他 1名
- 2 任期は1年とし、再任は妨げない。

第11条 本会の役員選出は、次による。

- 1 会長、副会長、理事は、役員会において選出する。
- 2 事務局長、会計は、PTA執行部及び専門部長から選出する。
- 3 監事は、PTA監事が兼任する。
- 4 顧問は、会長が委嘱する。

第5章 経理

第12条 本会の経理は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第13条 会費は、総会をもって決定する。

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

この会則は、平成2年9月10日から施行する。

平成 8年4月20日一部改正

平成16年4月26日一部改正